

上士幌町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年 4月 1日

上 士 幌 町 長
上士幌町議会議長
上士幌町農業委員会
上士幌町教育委員会

上士幌町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画(以下「本計画」という。)は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「法」という。)第15条に基づき、上士幌町長、上士幌町議会議長、上士幌町農業委員会、上士幌町教育委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とします。

2. 女性の活躍に向けた体制

計画推進担当窓口は総務課とし、行動計画内容の周知や啓発を行うとともに、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価を行います。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令(平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。)第2条に基づき、上士幌町、上士幌町議会、上士幌町農業委員会、上士幌町教育委員会において、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行いました。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定します。

- ① 平成33年度までに職員全体に占める女性の割合を30%以上にします。
- ② 平成33年度までに制度が利用できる男性職員の配偶者出産休暇取得率を100%にします。

4. 女性職員の活躍に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3で掲げた目標の達成に向け、次に掲げる取組を平成28年度より実施します。

- ① 職員の採用においては、人物本位の選考により、意欲と能力のある有為な女性の採用に努めます。
- ② 女性の出産・育児等による離職を防ぐため、継続雇用を促進することにより、優秀な人材の確保に努めます。
- ③ 特別休暇の内容を周知するとともに、希望する職員が休暇を取得しやすい職場環境の整備

に努めます。

- ④ 職場のマネジメント能力の向上を目指した研修等に取り組みます。